

# 地区防災計画作成マニュアル

松田町

令和3年6月

## 目次

はじめに

1 地区防災計画作成の基本方針	3
2 地区防災計画作成の留意事項	4
3 地区防災計画の提出要領	5
4 地区防災計画の見直し等	6
5 地区防災計画の作成・運用等町役場の支援	7
別紙第1「地区防災計画のスケジュール」	8
別紙第2「地区防災計画提出様式」	9

おわりに

【参考資料1】地区防災計画の一例	11
【参考資料2】町と自主防災会との連絡体制	31

## はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、死者が6千人を超える戦後最大の災害となりました。亡くなった8割以上の方が、地震直後の崩れた家屋や倒れた家具の下敷きになり、短時間で多くの方が亡くなりました。また、多くの道路が荒廃し、公助支援が間に合わず、要救助者の約8割を助けたのは隣近所の住民でした。自助による家具の転倒防止や耐震補強の実施、共助による隣近所の助け合い、このような自発的な防災活動が如何に大切であるかが証明された形となりました。そして、平成23年に発生した東日本大震災は、自助、共助及び公助が、相互に機能しなければ災害対策が機能しないことが認識されました。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、自治体の一定の地区内の住居者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。本制度は、自治体の判断で地区防災計画を町地域防災計画の一部に規定するものです。

町は、自主防災会等から地区防災計画を作成・提出して頂き、それをもって町地域防災計画の一部とする予定です。そのため、自主防災会等の特性を踏まえた自主・自律的な地区防災計画の作成を手助けすることを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を作成しました。

### 1 地区防災計画作成の基本方針

1. 1 地区防災計画は、地区居住者等からの提案を基本とします。

「災害対策基本法第42条の2」では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

町は、地区防災計画が「自助」「共助」を中心とした地区居住者の自発的な防災計画であることに鑑み、自主防災会等において自主的に作成・提出することとします。

1. 2 地区防災計画は、自主防災会等の地区を対象とします。

地区防災計画が対象とする範囲については、災害対策基本法に定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容から、平時より地区コミュニティ活動が行われている自主防災会や商店街会等の一定のまとまりある組織を対象とします。

特に、町地域防災計画では記載されていない「自主防災会、組、個人」それぞれのレベルでの役割や行動、町役場・自主防災会・個人をつなぐ連絡要領等住民や自主防災会の利用の便を図ることが大切です。

### 1. 3 地区防災計画に定める標準的な項目

自主防災会相互の計画内容の差異や作成時間の軽減のため、地区防災計画に定める標準的な内容について記載した【参考資料1】地区防災計画の一例(P11)を添付しました。必要に応じて活用してください。

標準的な項目は、以下のとおりです。

- ① 計画の趣旨、目的、基本方針、役割
- ② 対象地区と作成主務
- ③ 地区の特性、予想される災害
- ④ 「平時」の取組、「災害時」の取組
- ⑤ 要配慮者への支援
- ⑥ 具体的な防災対策
- ⑦ 最新の防災マップ（視覚的に特性を把握できるもの）  
**特に「防災・支え合いマップ」を重視**
- ⑧ 訓練の実施、資器材の点検
- ⑨ その他必要な事項

## 2 地区防災計画作成の留意事項

### 2. 1 幅広い世代等の参加による計画作成

多様な層の住民意見を反映させた計画を追求しましょう。

### 2. 2 「自助」「共助」の仕組みづくり

まずは「自分と家族の命は、自分で守る。」そして「近所隣人の安否や無事を確認」する等それぞれの自主防災会の特性に応じた仕組みを作りましょう。

### 2. 3 実践的な計画づくり

以下の視点を踏まえ、「正確な情報の収集・連絡」と「迅速な行動」につながる計画を作成しましょう。

#### ➤ 災害を知る

自分が住んでいる地区で、起こりやすい災害について知るとともに、その前兆や避難の方法を確認しましょう。

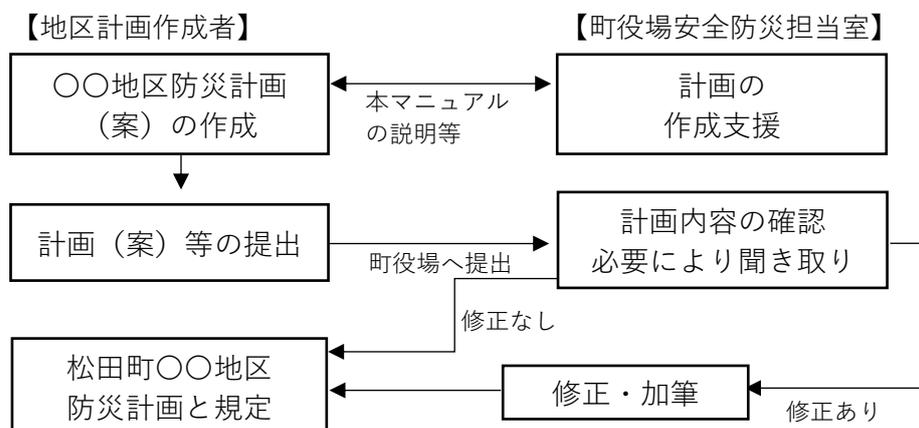
- 地区を知る  
ハザードマップや現地を確認して、危険箇所や地区の脆弱な場所等を把握します。  
また、要配慮者の状況や避難する場所までの経路等を決めましょう。  
その上で自主防災会の防災・支え合いマップを作成しましょう。
- 知識を生かす  
過去の経験・活動等で得た防災対策の知識を計画に活かしましょう。
- 計画の作成スケジュール  
効率よく計画を作成するため、スケジュールを立てましょう。  
別紙第1「地区防災計画のスケジュール」(P8)参照
- 行政や専門家等からの意見  
町の防災関係者や専門家等からも広く意見を聴取しましょう。

### 3 地区防災計画の提出要領

地区防災計画制度は、地区居住者等が、町防災会議に対し町地域防災計画の一部として地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みです。

町では提案に準じて、自主防災会等が作成した「地区防災計画」の提出を受け付けます。

#### 3. 1 「計画提出」のフロー



#### 3. 2 計画提出に必要な書類

- ① 地区防災計画提出書  
別紙第2「地区防災計画提出書様式」を提出
- ② 〇〇地区防災計画(案)1部及びデータ提出

③ 提出者の資格証明

▶ 提出者が自主防災会等の場合

提出者の免許証、マイナンバーカード、保険証等を確認、提出不要。

→ 地区防災計画の対象地区住民であることを確認するため。

▶ 提出者が法人の場合

登記事項証明書 1 部

→ 地区防災計画の対象地区内の法人等であることを確認するため。

3. 3 提出期限

原則として年間を通じ、計画（案）を受付けます。また、修正・加筆も同様です。

3. 4 提出先

総務課安全防災担当室（町役場 3 階）に提出してください。

## 4 地区防災計画の見直し等

4. 1 計画の見直し

計画を修正した場合は、安全防災担当室までご連絡ください。また、当初の計画を大きく見直す場合は、安全防災担当室にご相談ください。

4. 2 再度の計画提出

計画の全面見直しをする場合は、「3 地区防災計画の提出要領」に準じて再提出をお願いします。

4. 3 過去の計画の破棄

過去に作成した防災に関する諸計画は、住民が混乱しないように破棄するか参考資料（表紙に赤く表示する。）とするようにお願いします。また、町として提出を求めている自主防災会の規約は、地区防災計画の提出をもって今後中止とします。

※特に自主防災会の規約内容は、町として統制しません。

## 5 地区防災計画の作成・運用等町役場の支援

自主防災会が作成する地区防災計画の作成支援を常時行っています。お気軽にご相談ください。その他、防災に関する次の支援を行います。

### 5. 1 防災講習会等の実施

#### ➤ 防災講習会

自主防災会の要望等により実施します。集会施設等希望する場所・日時・内容で、地域防災マネージャー・防災士を派遣し、講習会を実施します。

#### ➤ 防災教育

自主防災会の自主防災会リーダー要員に対する教育を実施します。地域防災マネージャー・防災士が担当します。

### 5. 2 自主防災会防災訓練等への支援

➤ 防災訓練の実施に関して、地域防災マネージャー・防災士が、訓練内容や研究会についてアドバイスを行います。

#### ➤ 防災資機材の貸与

防災訓練の実施に当たって、町が保有する防災備品等（要調整）を貸し出します。

別紙第1「地区防災計画のスケジュール」※一案です。

<p>1 組織・ルール作り</p>	<p><input type="checkbox"/>計画作りのための組織作り 計画担当の決定（ワーキンググループ＝WG）、作成スケジュール、住民の合意方法（説明会、アンケート等）を決定します。 <input type="checkbox"/>計画の構成等、町役場の担当者へ相談します。</p>
<p>2 地区の特性を把握</p>	<p><input type="checkbox"/>WGの会合を開きます。計画は、最初からではなく出来るところから、進めて行きましょう。 <input type="checkbox"/>諸先輩への聞き取り、まち歩き、歴史の資料等から地区の特性を把握します。 得た情報は、計画に反映させましょう。</p>
<p>3 WGの活動開始</p>	<p><input type="checkbox"/>計画（案）を概ね完成させます。自主防災会や町役場との協議や意見交換を行いましょう。</p>
<p>4 計画（案）完成</p>	<p><input type="checkbox"/>WGが作成した計画（案）を自主防災会住民に説明・回覧して意見をもらいましょう。 <input type="checkbox"/>町役場に計画（案）を提出します。</p>
<p>5 計画（案）提出 町の計画規定</p>	<p><input type="checkbox"/>修正がなければ地区防災計画として町役場が規定します。 修正があれば必要な修正をして再提出します。</p>
<p>6 計画の配布</p>	<p><input type="checkbox"/>計画を自主防災会住民に配布します。配布部数を制限して保全や個人情報に注意しましょう。 <input type="checkbox"/>住民の希望があれば再度の説明をします。</p>
<p>7 防災訓練 勉強会</p>	<p><input type="checkbox"/>地区防災計画に基づき、防災・助け合いマップを確認しながら防災訓練を実施しましょう。 <input type="checkbox"/>訓練後、研究会を実施して問題点を把握しましょう。 対策を検討して計画に反映させましょう。</p>

## 別紙第2「地区防災計画提出書様式」

令和〇〇年〇月〇日

松田町防災会議会長

松田町長 様

〇〇自主防災会長

### 地区防災計画提出書

標記の件につきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に準拠し、地区防災計画を定めることについて、必要書類を提出します。

#### 記

#### 1 計画名称

「〇〇地区防災計画」

#### 2 提出者

氏名（法人）	
住所（所在地）	
連絡先	

#### 3 添付書類

(1) 「〇〇地区防災計画（案）」 1部

(2) 資格証明書類

登記事項証明書 ※作成者が法人の場合のみ必要です。

## おわりに ～町民の皆さんの協力と連携のお願い～

大規模な災害が発生した際、発災直後の皆さんの行動が、町の仲間の命を救うこととなります。

そのためには、災害時の行動を具体化した地区防災計画が必要です。お住まいの地区の特性を把握し、予想される災害を想定し、自主防災会・組の取り組みを地区防災計画として定めます。（また、個人や世帯としてマイタイムラインを作成しましょう。）

そして、地区防災計画を近所の仲間とみんなで共有しましょう。

地区防災計画は、「災害のワクチン」とも「逃げ遅れ防止の決め手」とも言われています。

地区防災計画を活用して防災能力や防災意識を高め、強靱な自主防災会を作り上げましょう。

作成マニュアルを参考に、町民の皆さんが「地区防災計画」の作成や防災に関する取り組みで頂くことを、よろしく願いいたします。

松田町地区防災計画作成マニュアル、マイタイムラインは町のホームページに掲載しています。

松田町ホームページ <https://town.matsuda.kanagawa.jp/>

【このマニュアルに対するお問い合わせ先】

松田町役場 総務課安全防災担当室

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

TEL：0465-84-5540（直通）

FAX：0465-83-1229

Email：bousai@town.matsuda.kanagawa.jp

【参考資料1】地区防災計画の一例

# 松田町〇〇地区防災計画

(※一例を記述しています。)

令和〇年

〇〇地区自主防災会

## 目 次

- 1 基本方針
  - (1) はじめに
  - (2) 自主防災会の役割
  
- 2 計画対象地区と作成主務
  - (1) 計画対象地区
  - (2) 計画作成主務
  
- 3 地区の特性と予想される災害
  - (1) 地区の特性
  - (2) 予想される災害
  - (3) 表で表現する場合
  
- 4 活動内容
  - (1) 平時の取組
  - (2) 災害時の取組
  - (3) 要配慮者への支援
  
- 5 自主防災会の防災対策
  - (1) 防災体制
  - (2) 活動体制
  - (3) 自主防災会の連絡網
  - (4) 防災関連施設
  - (5) 防災資機材等
  - (6) 防災・支え合いマップ
  - (7) 防災訓練の実施
  - (8) 防災資機材等の整備
  - (9) 要配慮者支援体制の整備

## 1 基本方針

### (1) はじめに

大規模災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発等により消防、警察、自衛隊等公共の防災機関が人命救助に十分に対応できない場合や、時間に間に合わない場合があります。

そのような時に力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。「東日本震災」や「長野県白馬村での地震」発生当初、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民であり、自主防災会、ボランティア、企業等が、ともに支え合う「共助」が重要です。「自分たちの自主防災会は、自分たちで守る」、隣近所同士で助け合う「近助」を理想とし、災害に強いまちづくりを進めましょう。

この取り組みを推進するため、自主防災会の行動を「地区防災計画」で定め、平時から自主防災会住民へ説明し、防災訓練で計画の内容を確認しましょう。

まずは、できることから一歩ずつ始めましょう。

### (2) 自主防災会の役割

【平時は災害に備えるための活動を行います。】

- 防災知識の向上
- 地区の安全点検
- 防災資機材等の整備
- 防災訓練

【災害時は人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動を行います。】

- 初期消火
- 情報の収集・伝達
- 見回り・安否確認
- 救出・救助
- 衛生救護
- 避難誘導
- 避難所運営
- 給食・給水



### 3 地区の特性と予想される災害

#### (1) 地区の特性

【ハザードマップ等から、地区内の地形的な特徴や災害が発生し易い場所等を記載】

- ・ 高低差の少ない平野に家屋等が多い。
- ・ 山麓部の住宅地で斜面が多い。
- ・ 昭和60年代以降の住宅が比較的多い。
- ・ 江戸時代に〇〇川により河岸浸食された記録がある。
- ・ 関東大震災で〇〇から〇〇まで家屋が倒壊・半壊している。  
また、土石流で〇〇付近が埋まっている。
- ・ 土砂災害警戒地区及び急傾斜地崩壊危険箇所（〇〇カ所）がある。  
「防災・支え合いマップ」へ記載できれば、解りやすい。
- ・ 河岸浸食や浸水深の範囲や場所を記載する。

#### (2) 予想される災害

【地区の特性に合わせて、予想される災害、被害の状況を記載】

- ・ 豪雨による被害  
〇〇沢より土石流が発生、〇〇地区のがけ崩れ、〇〇川〇〇地区の越水  
〇〇橋の使用困難、〇〇地区の家屋の浸水、〇〇地区の河岸浸食等
- ・ 台風による被害  
家屋や電柱の倒壊、屋根や飛散物による被害、外出時の転倒・自動車事故等
- ・ 地震による被害  
大規模火災(都市・林野)、液状化による家屋倒壊、堤防決壊、橋の損壊等
- ・ 火災による被害
- ・ その他の被害や大規模事故等

(3) 表で表現する場合 ※概略の内容に記載をとどめ、個人情報は限定してください。

【〇〇地区で予測される自然災害】

災害の種類		発生時期	地名／備考
地震	家屋倒壊	地震発生時	S56 以前家屋 H9/H25/H31 耐震改修促進法
	火災延焼		
豪雨	土石流	降雨時	〇〇沢溪流〇〇／家屋倒壊
	がけ崩れ		〇〇一帯／家屋倒壊
	地すべり		
	浸水害	氾濫危険水位越水	浸水深 0.5m／〇件 3.0m／〇件

【災害発生予測場所における居住者・集落等一覧】

災害の種類	住所/集落	世帯数	世帯人員
土砂災害特別警戒区域土石流 赤区域			
土砂災害警戒区域土石流 黄区域			
土砂災害特別警戒区域がけ崩れ 赤区域			
土砂災害警戒区域がけ崩れ 黄区域			
河岸浸食			
浸水深 0.5m未満			
浸水深 3.0～0.5m			
浸水深 10.0m～3.0m			

【土砂災害警戒区域及び浸水想定地域内にある要配慮者施設】

区分	所在地	施設名	種類
がけ崩れ 赤区域			
川音川浸水深 3 m以上			

【過去の災害】

いつ	名称	場所	被害状況
大正12年	関東大震災	南関東全域	町全体死者20名のうち〇〇地区死者2名
宝永4年	宝永地震 宝永大噴火	関東全域 富士山噴火	記録なし 火山灰 30cm 以上／小田原藩領地幕府返上

【社会インフラ】※自主防災会単位では記載が難しい場合は不要です。

ア 当地域で発生が予想される人為災害

災害の種類	発生時期	地名
長時間停電	強風、降雨	全域
道路分断による孤立	土砂災害	孤立地区名

イ 高齢化率と生産年齢人口

地名	人口	高齢化率		生産年齢人口	
		65才以上人口	高齢化率	人口	割合

## 4 活動内容

### (1) 平時の取組

平時の地道な取り組みが、いざという時役に立ちます。

自主防災会全員の力が発揮できるように、みんなで協力しましょう。

特に重要な取組の一例は、次のとおりです。

#### ア 防災知識の向上

住民の一人一人が防災に関心を持ち、知識を向上させ、自ら備えることが大切です。

自主防災会住民への教育等は、町役場へ依頼しましょう。

#### イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地区を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所を点検・確認し、情報を共有しましょう。

#### ウ 防災資機材等の整備

各種の防災資機材は、大規模災害発生時に必ず役に立ちます。自主防災会で一定の資機材を保有し、点検整備をしましょう。また、防災倉庫の整理整頓を定期的を実施するとともに、資機材の取り扱いを学びましょう。

#### エ 防災訓練

防災訓練は、努めて多くの自主防災会住民に参加を呼びかけましょう。

少人数でもできる訓練と全員参加型の訓練等組み合わせで段階的に実施しましょう。

また、訓練終了後は研究会を実施しましょう。

オ 各個人・世帯、組、自主防災会毎に取り組むこと

**【各個人・世帯が取り組むこと】**

何を	誰が	どのように
3日分の水・食糧・生活物資の備蓄	家事を担う者 家族全員	家庭内備蓄（ローリングストック購入→備蓄→消費）の推奨。停電・断水に対応。
避難場所・避難所の確認	世帯主 家族	家族会議で場所を確認。現地へ荷物を持って徒歩で行動。マイタイムラインの作成。
安否確認方法の確認	世帯主 家族	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置き場所。一時集合場所の確認。自主防災会への連絡方法。
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	世帯主 家族	自宅及びその周辺を歩きリスク確認。マイタイムラインに反映。
建物や塀の耐震化	世帯主	耐震診断の後、耐震工事を具体化。
家具の転倒防止	中学生以上	L字金具等による固定若しくは配置換え。
ガラス飛散防止	中学生以上	計画的にフィルム張り等の実施。
土のう袋、砂の確保	世帯主	ホームセンター等で土のう袋を購入。砂を確保できる場所の確認。

**【組として取り組むこと】**

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の避難場所の決定と周知	防災訓練の1カ月前までに	組長 各世帯	自主防災会、組の世帯とともに適切な場所を選定する。決定後、組内へ通知や配布物等で周知。
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで		
安否確認の要領と訓練	防災訓練の1カ月前までに	組長 各世帯	組としての安否確認を検討する。訓練で実際に検証。
組各世帯で実施する事項の進捗状況確認	防災訓練	組長 各世帯	避難場所や情報伝達方法、3日分の備蓄等について実施状況を訓練参加者に確認する。
要配慮者の把握と支援者の検討	防災訓練	組長 各世帯	組及び近所の要配慮者を組内からの情報提供により把握する。ただし支援は強制ではなく組や自主防災会として受け止め、個人の責任は避けること。
各種災害に応じた避難経路の検討	防災訓練	組長 各世帯	各種災害を想定してなるべく広い道や安全な避難ルートを検討する。

### 【自主防災会として取り組むこと】

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難場所等の安全性の確認	防災訓練 1 カ月前までに	自主防災会	建物・塀の耐震強度、ハザードマップ等を用いて安全確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練	自主防災会 一部住民	集会施設等の避難所開設・運営訓練を行う。「松田町避難所運営マニュアル」参照。
各種災害ごとに状況付与された防災訓練の実施	別示	全住民	各種災害に応じた対応を訓練実施。事前に各種災害の特性を教育する必要がある。
機能別訓練の実施 (情報伝達、見回り・安否確認、救助・救護、消火等)	別示	自主防災会 一部住民	実働訓練に先立ち、地図上で行動をシミュレーションしてイメージを共有する。
防災資機材の整備及び使用方法の周知・訓練	防災訓練 地域行事	自主防災会 一部住民	資機材を利用する機会に操作方法の習得や、点検整備を行う。特に安全管理の徹底に留意。
道路側溝や排水で問題となる場所の整備	梅雨前	全住民	グレーチングの砂・小石詰りの除去、柵や側溝の泥上げ・清掃。
用水路、河川の清掃・整備	出水期前	全住民	水路のつまりやゴミの除去の実施。
防災教育・学習の普及啓発	年に数回	全住民	町の実施する事業と連携して実施。

#### カ 町役場との連携

作成マニュアル【参考資料2】町と自主防災会との連絡体制(P31)参照

## (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災、土砂災害等様々な事態が複合して発生する可能性があります。町役場等と連携し、自主防災会みんなの力を合わせて被害の軽減に努めます。

### ア 初期消火

近年の巨大地震によって起きた火災では、電気を起因とする火災が6割を超えています。初期消火に努め、自宅から避難する場合は必ずブレーカーを切りましょう。

### イ 情報の収集・伝達

TV・ラジオ・ネット等のニュース、町役場、各組等からの正しい情報を収集し、自治会住民に伝達します。特に、安否確認、被災状況等を町役場や消防・警察等へ連絡しましょう。

### ウ 見回り・安否確認

自分自身がケガをしないように注意しながら複数人で地区を見回り、住民の安否確認、被災の状況等を確認します。

### エ 救出・救助

自分自身がケガをしないように注意しながら複数人で、家屋の下敷きになった人等救出・救助活動を行います。救助に当たるメンバーは訓練を積んだ人や経験者を指定します。助けるのが困難な場合は速やかに消防や町役場に連絡して指示を仰ぎます。

### オ 衛生救護

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をします。緊急を要する場合は救護所等へ連絡し搬送の処置をします。

### カ 避難誘導

災害の種類に合わせた避難誘導要領を確立します。自主防災会住民を避難場所や集合場所等へ誘導するとともに、避難所や自宅等避難それぞれの数を掌握しましょう。

### キ 避難所運営

集会施設等自主防災会内の施設を自主避難や一時避難所として運営しましょう。そのため町の避難所運営マニュアルを参考に準備しましょう。

### ク 給食・給水

自主防災会で必要な物資を見積り、町役場へニーズを要求しましょう。給食・給水、炊き出し等は、町役場や他自主防災会と協力して行いましょう。

## (3) 要配慮者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子ども等の助けを必要とする要配慮者たちです。こうした要配慮者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていく必要があります。この取り組みを進めるため、自主防災会住民の理解が必要不可欠です。

### ア 要配慮者の身になって考える防災環境の整備

「目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられているか」、「避難経路に障害物や危険はないか」、「移動手段や要配慮者の支援者がいるのか」等を細部に検討します。

イ 自分が避難するときは隣近所の要配慮者に声掛け

要配慮者支援は、隣近所の助け合いが重要です。支援も誰か個人を指名するのではなく、組単位やご近所数軒で支援し、個人の負担を軽減させる工夫をしましょう。

ウ 困ったときこそ、思いやり

非常時こそ不安な状態に置かれている人にやさしく接しましょう。危険な状況で困っている人や要配慮者を見捨てるわけにはいけません。たとえ厳しい状況でも、誰かに助けを求めたり、警察・消防や町役場に連絡したり、対応しましょう。

エ 日頃から積極的にコミュニケーション

いざというときに円滑に支援ができるように、日頃から積極的に要配慮者とのコミュニケーションを図りましょう。

## 5 自主防災会の防災対策

### (1) 防災体制

組織名	自主防災会の状況		
〇〇自主防災会	世帯数： 人口：	事業者数： 従業員数：	
1 組織の態勢	役員		電話番号
	会長		TEL
	副会長		TEL
	〇〇部長		TEL
	〇〇部長		TEL
	〇〇部長		TEL
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇集会施設	TEL	TEL
	〇〇広場	TEL	TEL
	〇〇神社	TEL	TEL
	〇〇小学校	TEL	TEL
※避難経路	防災マップに記述		
3 緊急連絡先	連絡先		電話番号
	町役場		TEL
	寄出張所		TEL

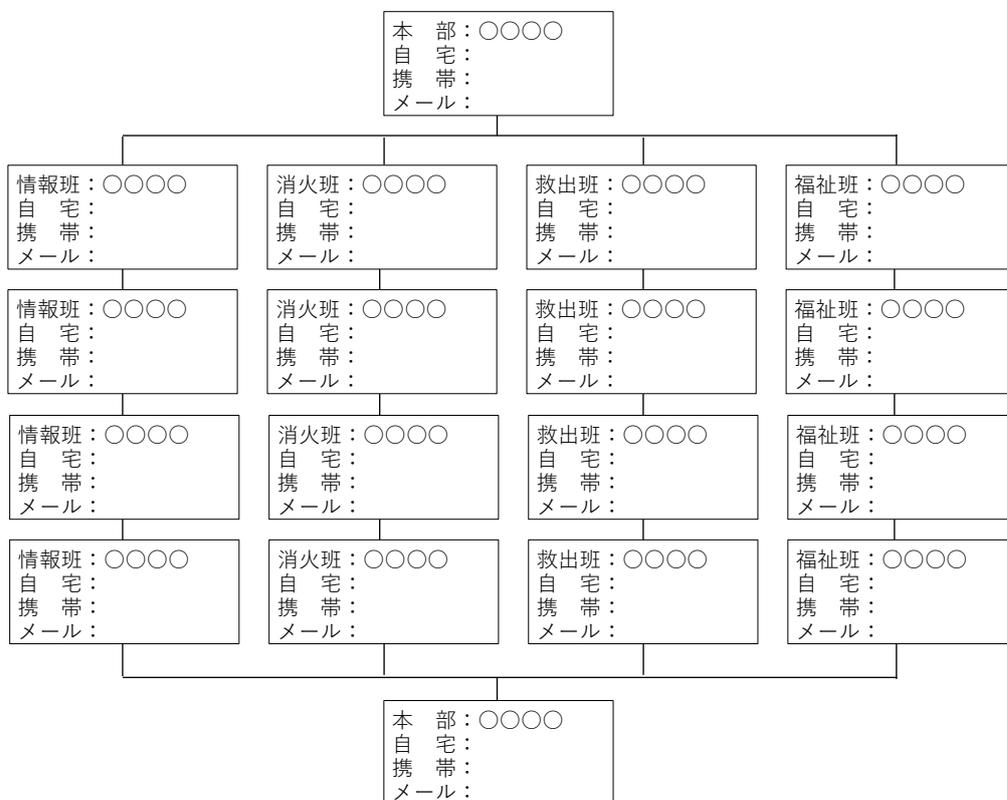
	小田原市消防本部	TEL
	松田警察署	TEL
	〇〇病院	TEL
	東京電力	TEL
	〇〇ガス	TEL
	N T T東日本	TEL
	災害伝言ダイヤル	TEL
	生涯学習センター	TEL
	〇〇小学校	TEL
4 その他特記事項		

## (2) 活動体制

### 【防災活動の体制】

班名	担当者	平時の役割	災害時の役割
会長	〇〇〇〇	総括	指揮・意思決定
副会長	〇〇〇〇	会長の補佐	会長の交代要員
防災リーダー	〇〇〇〇	教育や計画の作成 町役場との連携	会長の補佐
本部総務班	〇〇〇〇	全般統制 関係機関との調整	全般統制・行動指示 被害状況・避難数の把握
情報班	〇〇〇〇	広報・教育	情報収集・伝達 見回り・安否確認
消火班	〇〇〇〇	資器材の整備・点検	消火器等初期消火 救出・救護班支援
救出救護班	〇〇〇〇	資器材の整備・点検	見回り・安否確認 救出・救助、応急手当・救護 所への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食給水班	〇〇〇〇	備蓄糧食、資器材の整備・ 点検	糧食の配布、炊き出し等の 給食・給水活動
福祉班	〇〇〇〇	要配慮者の支援体制整備	要配慮者への支援統制

### (3) 自主防災会の連絡網



#### 【参考】

- 1 次の人が電話をしても出ない場合、その次の人にスキップして連絡しましょう。  
何度電話してもつながらない人への対策を考えておきましょう。
- 2 班の最終者は、本部（総務班）へ連絡状況を報告しましょう。
- 3 メッセージのグループやラインのトークルーム等を活用しましょう。
- 4 連絡網は、個人情報です。本人の了解を得、連絡網は不要なコピーを禁止し、連番管理や定期的に破棄の処置をしましょう。

(4) 防災関連施設

ア 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関			
町内医療機関			

イ 要配慮者施設

名称	住所	連絡先	備考
デイサービス松田			
ヤドリキホーム			

ウ その他の施設

名称	住所	連絡先	備考
健康福祉センター			救護所
国民健康保険診療所			救護所

(5) 防災資機材等

保有する防災資機材等の掌握。

名称	物資名	数量	備考
〇〇自主防災会倉庫	リヤカー		
	発電機		
	チェーンソー		

【参考：目的別の資機材等一覧】

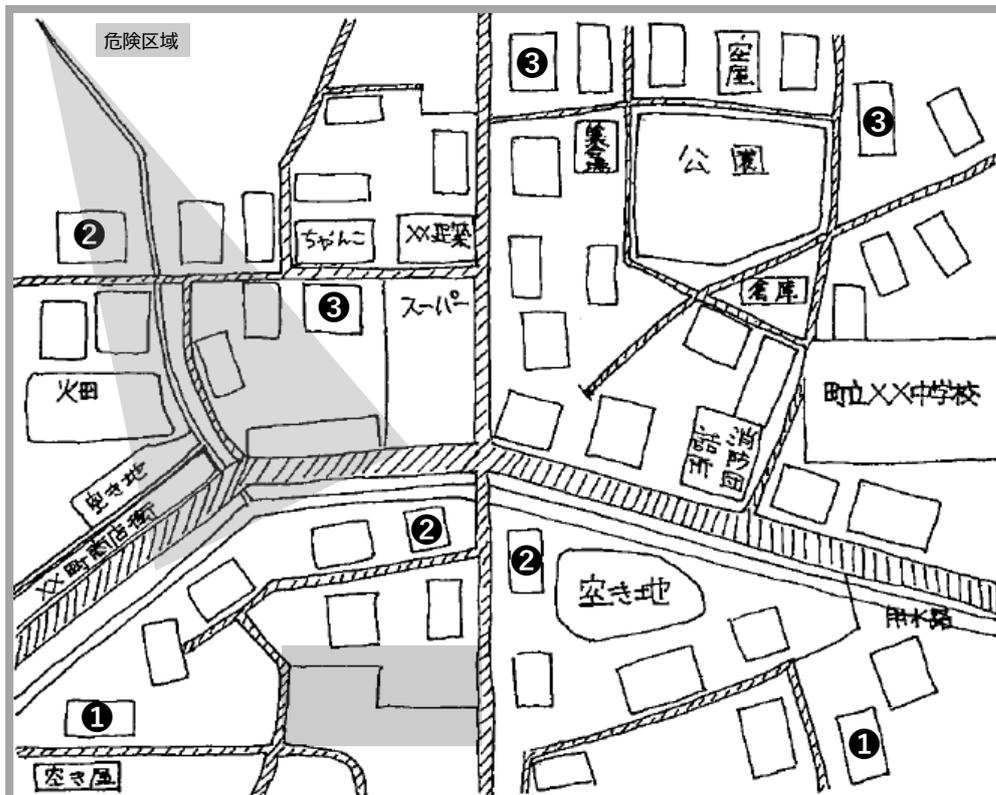
目的	資機材
①情報収集 情報伝達 見回り	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙等、メモ帳等、油性マジック等文房具、デジカメ、懐中電灯、カップ、蛍光タスキ等
②初期消火	小型ポンプ、発電機（ガソリン・プロパン）、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ等
③水防	救命ボート、ブルーシート、スコップ（丸、角）、つるはし、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④救出・救助	バール、ジャッキ、のこぎり、はしご、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ウインチ、カッター・ハサミ・ペンチ、ライト各種、ホイッスル、携帯救急セット（止血具）、デジタルカメラ、防煙・防塵マスク 救助個人携行セット等
⑤衛生救護	担架、救急セット、テント、毛布、シート、カイロ等
⑥避難所運営	リヤカー、発電機（ガソリン・プロパン）、警報、投光器、ランタン、ライト各種、シート、毛布、寝袋、TV、パソコン、簡易電源、携帯電話、地図、文房具、テーブル・イス等
⑦給食・給水	リヤカー、住宅地図、給水タンク、炊飯セット等
⑧訓練・教育	放送装置、組み立て水槽、発煙筒、各種訓練資材等
⑨その他	簡易資機材庫、ビニールシート、各種携帯用充電器等



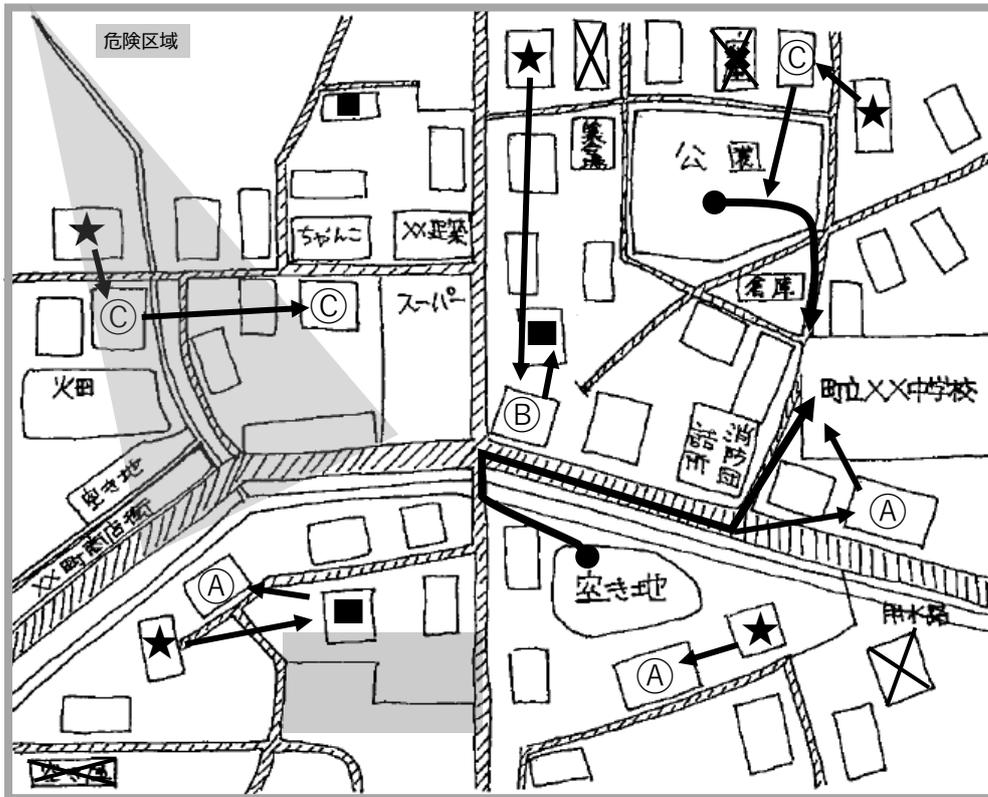
### 【支え合いマップ】

- ・ ① 65才以上1人暮らし、② 65才以上の高齢世帯、③ 助けが必要な方  
①②③は最低限把握しましょう。
- ・ 社会福祉協議会や民生委員と情報を共有しましょう。
- ・ 記載する場合は、本人に同意を求めましょう。
- ・ 地図の管理を忘れずに。

#### 支え合いマップ その1



支え合いマップ その2



→	避難経路、緊急時の行動
Ⓐ	災害時・緊急時、日常の支援が必要な家庭
Ⓑ	災害時・緊急時に支援が必要な家庭
Ⓒ	災害時・緊急時に声かけ・安否確認が必要な家庭
★	協力が期待できる家庭
■	自主防災会未加入者
✕	空き家・長期不在者等

### (7) 防災訓練の実施

災害発生時に、自主防災会住民が地区防災計画に沿って迅速な行動ができるように、次の防災訓練（一例）を計画的に実施します。

- 初期消火訓練
- 情報収集・伝達訓練
- 見回り・安否確認訓練
- 救出・救助訓練
- 衛生救護訓練
- 避難誘導訓練
- 避難所運営訓練
- 給食・給水訓練

訓練実施後は、研究会を実施して問題点と対策を検討しましょう。

必要があれば地区防災計画を修正します。

### (8) 防災資機材等の整備

基本は班毎、係を定めて資機材等の点検整備を定期的を実施。

班名	担当者	内容	時期
消火班	〇〇〇〇	消火器具の点検・整備	地区防災訓練前
救出救護班	〇〇〇〇		
避難誘導班	〇〇〇〇		
給食給水班	〇〇〇〇		

### (9) 要配慮者支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者の支援体制を整備します。

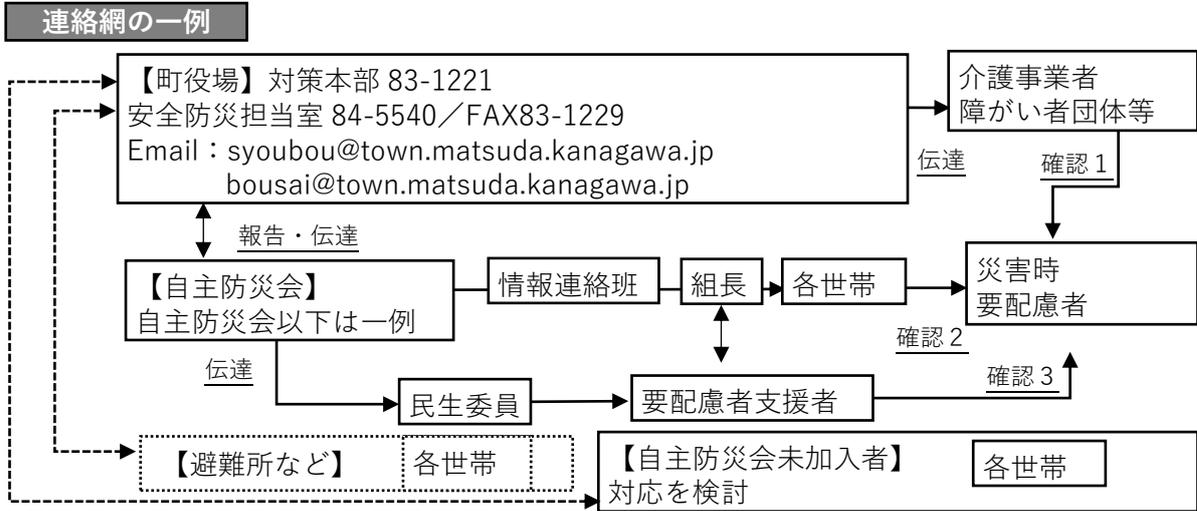
班名	担当者	内容	時期
福祉班	〇〇〇〇	支援体制の検討、問題点と対策	〇〇年度まで
		民生委員と協力して対象者の把握、町と情報共有	〇〇年度まで
		町役場が個別計画を作成する場合は必要な協力	

### (10) その他

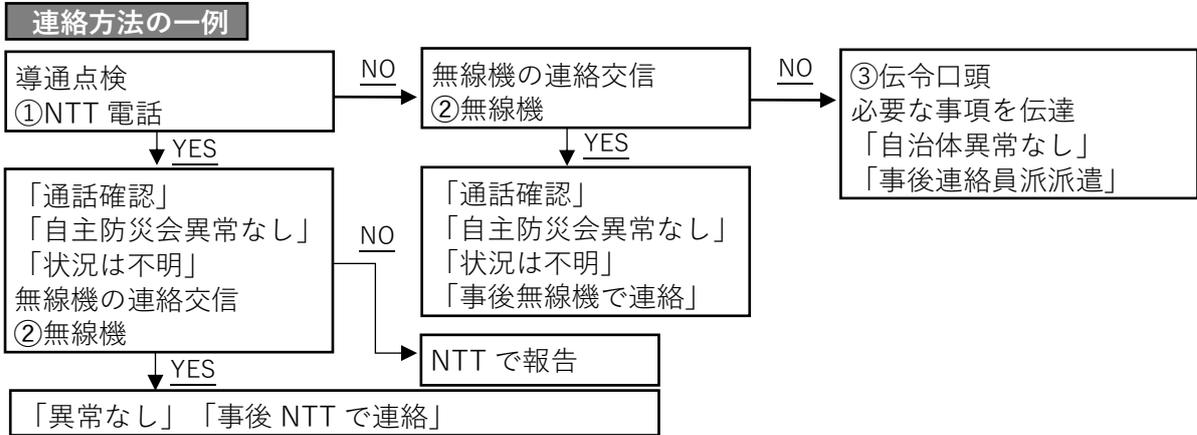
計画見直しの時期や必要な事項を記載します。

**【参考資料2】町と自主防災会との連絡体制** ※一案です。

災害時における町（対策本部）との連携は原則自主防災会と直接行います。



- 自主防災会会長（代行可）は、①町と連絡を確認・確保 ②情報提供（下記参照）
- 被災当初→NTT 導通点検及び無線連絡交信をお願いします。
- 報告間隔→その都度示します。
- 「状況不明」「区域内異常なし」等の否定情報は最も重要な情報要素です。
- 優先準備 急を要する場合は、優先順位を考える必要はありません。
- ①電話②無線③伝令口頭（連絡員の派遣）④FAX/メール/個人携帯等あらゆる手段



- 【平時から基礎データの共有】**
- 自主防災会のデータは、人員、世帯、棟数は、平素から町と共有します。
  - 自主防災会未加入者の扱い等を検討
  - 建物棟数、要配慮者数等の把握もお願いします。
- 【報告の要素】** 町地域防災計画 P54～5(5)報告の種類及び内容に準じます。
- 人員
- 死者 → 確認できないが確実と推定
  - 行方不明 → 安否不明や生死不明等
  - 重傷者 → 動けないもの、大量出血、話せない等
  - 軽症者 → 上記除く怪我人等
- 住宅
- 全壊、半壊、床上・床下浸水等
- インフラ
- 電気/ガス/水道・下水等